熊野古道伊勢路マップデジタル化事業委託業務
企画提案コンペに関する質問及び回答

質問１
　アプリの形式、配布方法に関して、「ユーザーがGoogle Play及びApp Storeからダウンロードし無料で利用できるものとすること」とあるが、これは必須か。
　他の代替手段を用い、「Google Play及びApp Store」で配布しないという提案は本件の要件を満たすのか。
（業務仕様書　５（１）④関係）

回答１
　業務仕様書の「５ 業務の内容（１）①」で、オフラインでも活用可能なＧＰＳ地図をアプリ上に実装することを条件と定めており、アプリは、iOS及びAndroid OS上で実行できるものとし、ユーザーがGoogle Play及びApp Storeからダウンロードし無料で利用できるものとしてください。
　なお、新たにアプリを作成しても、既存アプリを更新して必要な機能を搭載させる形にしてもどちらでも構いません。

質問２
　デジタルスタンプ（バッジ）キャンペーンの実施方法について、「実施にあって、個人情報の取得、利用は想定していない」とあるが、景品の配布にあたって個人情報の取得は必要になると思うが、どのような実施方法を想定しているか。
（業務仕様書　５（２）①関係）

回答２
　例えば、条件を満たした参加者が所定の交換所を訪れることでオリジナル景品と引き換えられるなど、個人情報を取得、利用しない実施を想定しています。
　なお、配付方法については、提案をふまえ、県と協議のうえ決定します。

質問３
　仕様書中にある「成果物」と「ＧＰＳ地図アプリ」の用語について、「成果物」というのは地図のイラスト、「ＧＰＳ地図アプリ」は「成果物」を用いてＧＰＳと連動するアプリとして使用できる状態、という理解でよいか。

回答３
　「ＧＰＳ地図アプリ」は熊野古道伊勢路マップを実装するアプリのことを、「成果物」はＧＰＳ地図アプリシステムの構築によって実装されたマップデータ、デ

ジタルスタンプ（バッジ）キャンペーン及びウェブメディア等を活用した情報発信の実施内容や結果をまとめた報告書、記事に掲載した写真データを含みます。

質問４
　著作権譲渡の対象は、「成果物」についてであって「ＧＰＳ地図アプリ」は対象ではないと解釈してよいか。
（業務仕様書　８（１）関係）

回答４
　貴見のとおりです。

質問５
　本業務終了後(2024 年４月以降)の本アプリは、受託者の判断によって維持または終了してもよいか。

回答５
　三重県では、本業務終了後も、ＧＰＳ地図アプリ及び実装されたマップデータを継続利用することを想定していますが、ＧＰＳ地図アプリの維持または終了は受託者の判断によります。
　なお、業務仕様書の「8 著作権等（１)」等も勘案のうえ、より効果的な手法があれば、理由も含めて、提案してください。